

資料 G

平成 16 年 7 月 2 日
医薬食品局血液対策課

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間の変更について（案）

1 経緯

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間については、F D A 及び C D C への現地調査や専門家の意見を踏まえて、平成 14 年 11 月 5 日の血液事業部会において、ウエストナイルウイルス以外のウイルスによる感染も勘案して「輸血用血液の安全性確保の観点から、国外からの帰国者からの採血禁止期間（3 週間とするのが適当）を設定」することとしていた。

今般、国立感染症研究所から、これまでのウエストナイルウイルス対策では、潜伏期間 2 週間 + ウィルス血症の期間を考慮すると 3 週間で十分であると考えていたが、低ウイルス量でも感染する報告が出てきており、従来考えられていたウィルス血症期間がさらに長くなる可能性があることから、念のため、セーフティマージン 1 週間を加え、北米から帰国後 4 週間は献血を禁止した方が良いのではないかという提案があった。

2 献血禁止期間の変更（案）

国立感染症研究所からの意見を参考に、1 週間延長することとするが、ウエストナイルウイルスの流行が北米以外の地域にも広がりつつあるため、さらに安全サイドにたって、海外からのすべての帰国者を対象にする。

3 変更手続きについて

- (1) 7 月 2 日：血液事業部会運営委員会を開催し、意見聴取
- (2) 安全技術調査会委員へ確認（持ち回り）
- (3) 7 月 7 日：血液事業部会で審議
- (4) その後、都道府県、検疫所、日本赤十字社、医療機関へ通知
- (5) 一定の周知期間をおいた後、実施

4 輸血用血液量に係る影響

3 週間（21 日）から 4 週間（28 日）へ変更することにより、約 0.3 % 減少する見込み（3 週間としたときは 0.78 %）。